

第76回農地総会議事録

開催日時	令和5年10月10日（火） 午後4時00分から
開催場所	高知市役所本庁舎6階 618会議室
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・石黒 康誠・植田 俊博・加藤 孝幸・中島 義幸 森田 浩明・大野 哲・中島 正根・古田 辰雄・山本 和正・前田 眞作 廣瀬 良之・久保 壽美男・川澤 一博・中村 富貴・山脇 天臣 以上17名
欠席委員	竹内 佳代・長山 裕美 以上2名
事務局出席者	永野事務局長・上田次長・近森再任用主幹・竹内係長・山脇主任・真辺主査 以上6名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 ①賃借権設定 第3号議案 農地台帳に登録されている賃借権の消去について（小作地台帳の閉鎖） 議案外（報告） ①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤非農地証明願の件
備考〔添付書類〕	○第76回農地総会議案書 ○現地案内図 ○令和5年度 今後のスケジュール（予定）

開 議 会 長	(加藤 孝幸 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後4時00分)) ただいまより第76回農地総会を開催したいと思います。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。竹内佳代委員、長山裕美委員の以上2名の委員より欠席の届けがまいっております。 委員総数19名中、出席委員数17名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、石黒康誠委員と中村富貴委員の2名にお願いいたします。
議 議 長 真 辺 主 査	只今から、議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書2ページをご覧ください。今月は全体で10件の申請が出されております。 議案書3ページをご覧ください。 案件1は、孕西町、田、304㎡を譲受人の自宅が近隣にあることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の自宅です。 申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定とのこと。 農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのこと。 譲受人は農業の経験があり、両親と共に農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのこと。 周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのこと。 続きまして、案件2は、仁井田、畑、816㎡を譲受人の経営農地に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の経営農地です。申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、新ショウガを栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど16台の大農機具を所有しているとのことです。譲受人は農業の経験があり、妻と子と共に農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、申請地は従前より口約束で借り受けて新ショウガを栽培しているため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件3は、種崎，畑，238㎡を譲受人の自宅に隣接していることによる耕作便利及び新規就農のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の自宅です。譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は6年程前から家庭菜園でナスやトマトを栽培しており、自家消費用の無農薬野菜をより多く栽培・収穫するために、自宅の隣地である申請地を選んだとのことで、今回の申請地では野菜を栽培する予定とのことです。

大農機具については所有しておりませんが、申請地の面積が小さいため、全て手作業で行えるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、地域の水利調整の取り決めに遵守し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件4は、布師田，登記地目田，現況畑，327㎡を譲受人の自宅に隣接していることによる耕作便利のため、親族間での売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の自宅です。譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人はこれまでも口約束で申請地を借りて農業をしておりましたが、譲渡人から購入を打診されたため、今回の申請に至ったとのことで、申請地では野菜を栽培予定とのことです。

農機具については、3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、これまでどおりの耕作を続けるため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件5は、大津乙、田、849㎡を譲受人の経営農地に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の経営農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有又は借入している農地を耕作又は保全管理しており、今回の申請地では、水稻を栽培予定とのことです。

農機具については、トラクターなど8台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、妻と共に農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、議案書4ページをご覧ください。

案件6は、春野町弘岡中、田、816㎡を新規就農のため、贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は亡父母名義の土地を耕作しており、申請地は従前から口約束で借りていた所を今回譲り受けることになったとのことです。

申請地では、これまで通り水稻を栽培するとのことです。

農機具については、トラクターや田植え機など7台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、これまで同様の営農をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、案件7は、春野町弘岡下、登記地目田、現況畑、28㎡を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作または保全管理しており、申請地では文旦を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

農薬の使用方法等については、周辺と同様の耕作を計画しているため、周辺農地への影響は特にないと考えるとのことです。

続きまして、案件8は、春野町西分，畑，390㎡外1筆，合計600㎡を譲受人の社会福祉法人が運営する施設の利用者が，社会参画の一環として農作業を行うことを目的に，事業所に近接していることによる耕作便利のため，売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクが申請地で，緑が譲受人の事業所です。

原則として，農地所有適格法人以外の法人が，耕作目的で農地の権利を取得することはできないとされておりますが，不許可の例外規定として，教育，医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が，権利を取得しようとする農地を業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には，農地の権利を取得することができると定められております。

申請書の別添によりますと，譲受人は社会福祉事業を目的とした法人であり，また，現在所有及び借り入れしている農地を全て耕作または保全管理しており，申請地では野菜を栽培する予定とのことです。

農機具については，トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

農薬の使用方法等については，これまで同様の耕作を行うため，周辺農地への影響は特にないと考えるとのことです。

続きまして，案件9と10は譲受人が同一のため，まとめてご説明いたします。

案件9は春野町森山，登記地目田，現況畑，270㎡を，案件10は春野町森山，登記地目田，現況畑，2,273㎡外1筆，合計2,853㎡を新規就農のため，売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクが案件9，黄色が案件10の申請地です。

譲受人は農家台帳に登録がないため，耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと，譲受人はこれまで農作業の経験はあり

	<p>ませんが、申請地北側のグループホームを含む複数の介護施設を運営する法人の役員をしており、施設の給食用食材としてミカンや柿などを栽培するため、申請地を譲り受けることになったとのことです。</p> <p>農機具については、軽自動車1台を所有しているとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、周囲は稲作及び畑作地帯であり、取得後は果樹の栽培をするため、特に影響がないと考えるとのことです。</p> <p>以上、全ての案件について、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二、第三、第四事前審査会です。第二事前審査会の、森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>案件1から案件3については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>続いて第三事前審査会の、山本委員長から報告をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>案件4と案件5については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>続いて第四事前審査会の、廣瀬委員長から報告をお願いいたします。</p>
廣瀬委員	<p>案件6から案件10については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見や、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
植田委員	<p>案件6について、案内図を見ると対象地への進入路が無いようだが大丈夫だろうか。</p>
竹内係長	<p>案件6につきましては、譲受人は亡父母名義の土地を耕作しており、近隣に未相続の土地があると思われるのですが、その土地がどこかわかる資料が手元にないため、進入路については分かりかねます。なお、事務局で進入路について確認しておくようにいたします。</p>
議長	<p>進入路について確認をして、次回の総会で報告していただけますか。</p>
竹内係長	<p>次回の総会で報告いたします。</p>
議長	<p>他にご意見やご質問はございませんでしょうか。</p>

委員 議長	<p>(意見・質問なし)</p> <p>他にご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。</p> <p>全ての案件について許可することに決定いたしますが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。</p>
委員 議長	<p>(意見・質問なし)</p> <p>なしとのことですので、そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第2号議案、改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。</p> <p>今月は貸借権設定の案件のみとなっております。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
真辺主査	<p>①貸借権設定。議案書6ページをご覧ください。事前審査会の議案書では9件の申請となっておりますが、1件の追加がありましたため、今月は合計10件の申請が出席しております。</p> <p>内訳は、新規設定が5件、更新設定が5件となっております。</p> <p>議案書7ページに貸借権設定の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。今月は利用権を設定する者が11人で延べ12人、利用権の設定を受ける者が9人で延べ12人となっております。</p> <p>土地の内訳は、田が20筆で16,367㎡、畑が5筆で3,240㎡、合計25筆で19,607㎡です。</p> <p>設定の内訳は、新規設定が9筆で6,169㎡、更新設定が16筆で13,438㎡となっております。</p> <p>利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。</p> <p>利用権設定の開始日は、全て令和5年11月1日となっております。</p> <p>それでは、新規設定の案件及び追加案件についてのみご説明いたします。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、円行寺、畑、389㎡外2筆、合計957㎡に5年間、使用貸借権を設定するものです。</p> <p>続きまして、9ページをご覧ください。</p> <p>案件3は、高須、田、662㎡外1筆、合計688㎡に3年間、貸借権を設定するものです。なお、申請地は元の所有者が死亡後、相続登記がなされておられません。遺産分割協議書により今回の貸付人が相続人であることを事務局にて確認しております。</p>

す。

続きまして、11 ページをご覧ください。

案件 6 は、布師田、田、991 m²外 1 筆、合計 1,951 m²に 5 年間、賃貸借権を設定するものです。続きまして、12 ページをご覧ください。

案件 8 は、春野町秋山、田、676 m²に 5 年間、賃貸借権を設定するものです。なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続人全員の同意があることを事務局にて確認しております。

案件 9 は、春野町西畑、登記地目田、現況畑、3,308 m²の内 1,897 m²に 5 年 2 か月間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、13 ページをご覧ください。

追加案件 1 は、大津乙、田、1,457 m²外 2 筆、合計 4,756 m²に 5 年間、賃貸借権を設定するという更新設定で、前回の第 75 回農地総会において、「計画を妥当なものとする。」との決定をいただいていたものです。

これについて、本来、令和 5 年 11 月 1 日を開始日とするべきところ、先月の議案書では、事務局のミスにより令和 5 年 10 月 1 日を開始日としていたことが判明しました。

また、共有地のため貸付人が 2 名おりますが、先月の議案書には 1 名しか記載されておらず、申請面積も半分の面積となっております。

これらのことから、本件については、令和 5 年 10 月 1 日付公告分から削除し、改めてご審議いただくこととしたものです。大変申し訳ございませんでした。

以上、計画の内容は、改正前・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

本会で計画が妥当なものとして決定されますと、11 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第 2 号議案の説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の、大崎副委員長から報告をお願いいたします。

大崎委員

貸借権設定の案件 1 について、計画を妥当なものとして認めました。

議 長

次に、第二事前審査会の、森田委員長から報告をお願いいたします。

森田委員

貸借権設定の案件 2 については計画を妥当なものとして認めました。

議 長

次に、第三事前審査会の、山本委員長から報告をお願いいたします。

山本委員	<p>貸借権設定の案件 3 から案件 7, 及び追加案件 1 について計画を妥当なものと認めました。</p>
議 長	<p>次に, 第四事前審査会の, 廣瀬委員長から報告をお願いいたします。</p>
廣瀬委員	<p>貸借権設定の案件 8, 案件 9 について計画を妥当なものと認めました。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>ご意見やご質問がないようでしたら, 審議を終わります。</p>
委 員	<p>全ての案件について計画を妥当なものと決定することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p>
委 員	<p>異議なしとのことでございますので, 全ての案件について計画を妥当なものと決定</p>
議 長	<p>いたします。</p>
真辺主査	<p>続きます, 第 3 号議案, 農地台帳に登録されている貸借権の消去についてを議題</p>
議 長	<p>といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
真辺主査	<p>議案書は別添の 1 ページをご覧ください。</p>
議 長	<p>今月は 3 件の案件があります。3 件とも賃貸人が同一となっておりますので, 3 件</p>
議 長	<p>まとめてご説明いたします。</p>
議 長	<p>案件 1 は種崎, 畑, 494 m²の内 181 m², 案件 2 は, 案件 1 と同じ土地に 178 m²の賃</p>
議 長	<p>借権が設定されております。案件 3 は種崎, 畑, 412 m²の土地に賃借権が設定されて</p>
議 長	<p>おります。</p>
議 長	<p>現地案内図はNo.10 をご覧ください。ピンクが案件 1 と 2, 黄色が案件 3 の該当地で</p>
議 長	<p>す。なお, 案件 1 と 2 は筆の一部に賃借権が設定されておりますが, 当時の資料が残</p>
議 長	<p>っておらず, 場所の特定はできませんでした。</p>
議 長	<p>以上の該当地は, 過去にいわゆる小作権を設定していた土地ですが, この土地の調</p>
議 長	<p>査を行った結果, 小作の事実行為がすでにないことから, 本会でご審議いただいたう</p>
議 長	<p>えで, 農業委員会の職権により, この小作権を消除しようとするものです。</p>
議 長	<p>通常, 小作権を含め, 賃借権を外す場合には, 農地法第 18 条の合意解約通知, もし</p>
議 長	<p>くは許可申請が必要となります。一方で, 長期間において賃借人が耕作した実態や賃</p>
議 長	<p>借料を支払った事実がなく, また, 賃借人が今後においても耕作を再開する見込みが</p>
議 長	<p>ない場合, 農地台帳の正確な整備を行うという法の趣旨のもとで, 農地台帳を修正す</p>
議 長	<p>ることができます。</p>
議 長	<p>但し, この手続きについては, 行政の判断で個人の方が保有している権利を無効に</p>
議 長	<p>することとなりますので, 手続きのためには耕作の実態調査や意向調査を入念に行う</p>

必要があります。

小作地台帳の写しを掲載しております。議案書3ページから5ページをご覧ください。3ページが案件1、4ページが案件2、5ページが案件3となっておりますが、いずれの賃借人も住所が記載されておられません。

それでは、調査の結果等についてご説明いたします。議案書1ページにお戻りください。「2. 経過」に記載しておりますとおり、令和5年6月12日に賃貸人の妻から、「以前確認した際に、該当地に賃借権が設定されていることが分かったものの、賃借人について住所の記載がないため探しようがないが、職権で削除してもらえとの説明を受けた。賃貸人も高齢のため、今後のことを考えて賃借権を削除してもらいたい。」との申出があったものです。

議案書2ページをご覧ください。登記事項証明書によりますと、該当地は2筆とも昭和35年6月16日に売買により賃貸人へ所有権が移転されております。現地の耕作状況については、賃貸人が幼少の頃から父が耕作をし、賃貸人は昭和61年に退職後、引き続いて耕作しているとのことでした。賃借人については、3名とも農家台帳に登録されておませんでした。

また、案件1と案件3の賃借人は、住民基本台帳にも該当者はおらず、戸籍の請求による調査が不可能で、過去の紙台帳も探しましたが、該当者が見つからなかったため、搜索を断念しました。

続きまして、議案書6ページをご覧ください。案件2の賃借人は、住民基本台帳に同姓同名の人物がおり、戸籍調査により5名の法定相続人の存在が判明し、全員に文書による意向調査を実施した結果、1名から郵送による回答がありました。議案書7ページに回答票の写しを掲載しておりますので、ご覧ください。

回答票によりますと、「賃借人が該当地を賃借していたことは知っていたが、自分が耕作や管理をしたことはなく、また、賃借を継続する意向はない。」とのことでした。なお、残りの4名の方からは回答がありませんでしたが、意向調査の中で、期日までに回答がない場合は、賃借権を相続する意思がないものとして取り扱う旨を記載しておりますことから、賃借を継続する意思はないものと判断しております。

続きまして、議案書8ページをご覧ください。令和5年9月19日に、仁井田地区の農地利用最適化推進委員と事務局で該当地の現地調査を実施し、その時の現地写真を掲載しております。

議案書2ページにお戻りください。「4. 農地利用最適化推進委員の意見」についてご説明します。農地利用最適化推進委員によりますと、「人物については3名とも知ら

ず、該当地は以前から賃貸人が耕作していたと思う。小作の経緯については知らないが、賃貸人が耕作しており、借賃の支払いもないのであれば、貸借の実態は消滅していると考えられ、また、相続人がいる筆についても相続人全員が耕作する意思がないのであれば、小作権を消除し、小作地台帳を閉鎖することが適当であるとする。』とのことでした。

今回の土地については、賃貸人の父の代から耕作し続けており、賃借人が小作地台帳に登載された経緯や住所が不明で、これまで借賃の支払いもありません。また、賃借人と推定される人物の相続人も貸借を継続する意思がないことを確認しているため、貸借の実態は消滅しているものと考えられます。

以上のことから、本会でご審議の上、小作地台帳の消除について認められれば、農地法第52条の2第3項の規定に基づき、農地台帳の賃借権について修正を行うこととなります。

以上で第3号議案の説明を終わります。

議長 説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二事前審査会です。第二事前審査会の森田委員長からの報告をお願いいたします。

森田委員 案件1から案件3については、既に貸借の実態が消滅していると思われるため、賃借権の抹消を妥当と認めました。

議長 審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見・質問なし)

議長 ご意見やご質問がないようですので、審議を終わります。

農地台帳の賃借権の抹消することにご意見ございませんか。

委員 (意見なし)

議長 そのように決定いたします。

続きまして議案外報告です。議案外の報告を事務局より一括してお願いいたします。

真辺主査 議案外の案件について、まとめてご報告いたします。

「①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件」についてご報告いたします。議案書15ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は5件の届出が出されており、地区の内訳は、中央が2件、布師田が1件、春野が2件となっております。届出の内容につきましては、議案書16ページから27ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により、受理通知書を交付しております。

続きまして、「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書29ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は5件の届出が出されており、地区の内訳は、旭が1件、秦が1件、中央が1件、高須が2件となっております。届出の内容につきましては、議案書30ページから31ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書33ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は10件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、旭が5件、長浜が2件、一宮が1件となっております。届出の内容につきましては、議案書34ページから38ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件」についてご報告いたします。議案書40ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は2件の通知が出されており、地区はいずれも大津となっております。届出の内容につきましては、議案書41ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局長専決処理により通知を受理しております。

続きまして、「⑤非農地証明願の件」についてご報告いたします。議案書43ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は5件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、中央が1件、大津が1件、春野が1件となっております。証明願の内容につきましては、議案書44ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局にて現地確認を行い、いずれも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により非農地証明書を交付しております。

以上で、議案外報告を終わります。

議 長
委 員

議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。
(意見・質問なし)

議 長	ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。
事務局連絡 議 長 上田次長 竹内係長 議 長 委 員 議 員 委 員 議 長	事務局からの連絡がありましたら、お願いします。 (今後のスケジュール説明) (4条・5条転用許可申請の結果についての報告) 事務局からの連絡についてご意見・ご質問はございませんでしょうか。 (意見・質問なし) その他の件でご意見・ご質問はございませんでしょうか。 (意見・質問なし) ご意見ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。
次回農地総会 議 長	次回の農地総会は、11月8日(水)を予定しております。
閉 会 議 長	(議長 加藤 孝幸 挨拶して閉会を宣す。(午後4時45分)) 以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 5 年 11 月 1 日

議 長

加藤 孝幸

議事録署名委員

石黒 康誠

議事録署名委員

中村 富貴

議事録作成者

山脇 佳仁